

「大館市プレミアム商品券発行事業」実施要綱

【1】実施目的

市内消費者の利便性を図るとともに、消費者流出防止対策と地元購買を促進し大館市の商工業の発展に寄与することを目的とする。

【2】実施内容

1. 商品券の名称

- 商品券の名称は、「大館市プレミアム商品券」（以下「商品券」という。）とし、愛称を「おおだて応援“得得”商品券」とする。

2. 商品券の販売期間、時間

- 商品券の発行販売は平成26年6月6日（金）からとする。ただし、予定発行枚数に到達次第販売を締切る。
- 販売時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、平成26年6月8日（日）までは午前9時から午後6時までとする。

3. 商品券の使用期間（有効期間）

- 商品券の有効期間は平成26年6月6日（金）から平成26年10月31日（金）までとする。なお、有効期間を過ぎた商品券は無効とし、使用できない。

4. 商品券の発行総額

- 商品券の発行総額は、16,500万円とする。

5. 商品券の使用

- 発行された商品券は、大館市内の取扱加盟店に限り使用できるものとする。

6. 商品券の額面及び販売金額

- 商品券1枚の額面は1,000円とし、販売はセット単位とする。
- 1セットは11枚（額面11,000円）とし、1セットの販売価格は10,000円（10%のプレミアム付）とする。ただし、5枚は全加盟店共通券とし、6枚は大型店を除く一般事業者専用券とする。

7. 商品券の購入方法及び購入限度額

- 購入者は販売所に備えてある「大館市プレミアム商品券購入申込書」に購入者住所、氏名、電話番号、購入セット数、購入金額を記入し購入するものとする。
- 一人の購入限度は5セットとする。

8. 商品券の販売場所

- 商品券の販売場所は大館商工会議所・大館北秋商工会（本・支所）とする。ただし、その他必要に応じて大館商工会議所、大館北秋商工会指定の販売所を設置することができる。（以下「指定販売所」という）
- 指定販売所は、必要に応じて商品券を預かり、消費者に直接販売するものとする。

9. 商品券の取扱い加盟店の申込方法

- 商品券の取扱い加盟店は、商品券事業に賛同する大館市内の商工業者とする。

- ・加盟店の申込みは、「大館市プレミアム商品券」取扱い加盟店申込書に必要事項を記入し、大館商工会議所又は大館北秋商工会へ加盟店申込みをする。
ただし、市内に複数の事業所を有する事業者については、それぞれの事業所毎に申込みをするものとする。

10. 商品券の換金

- ・使用済み商品券の換金場所は、大館商工会議所及び大館北秋商工会の事務所とする。
- ・換金手続は、使用済み商品券の裏面に事業所名を記載したものと併せ、換金請求書を大館商工会議所又は大館北秋商工会へ提出する。
- ・換金手数料は、大館商工会議所及び大館北秋商工会会員の一般事業者は 1.2%、同会員で大型店(売場面積 1,000 m²以上)は 2.4%、大館商工会議所及び大館北秋商工会会員以外は、本社が大館市内は 3%、同大館市外は 3.9%とする。
- ・換金は、商品券の額面から手数料を差し引き小切手で即日支払うものとする。但し、一度に 1,000 枚以上の商品券の換金については、当日から 3 営業日以内に小切手で支払うものとする。
- ・換金請求期限は平成 26 年 11 月 14 日(金)とする。

11. 商品券の使用対象外物品等

- ・事業活動に伴い使用する原材料、機器備品類及び仕入商品等の購入
- ・不動産の購入
- ・換金性の高いもの(商品券・ビール券・図書券・切手・プリペイドカード・印紙等)
- ・投機的な性質のもの
- ・公金等公共性の高いもの

12. 商品券の現金交換と「つり銭」の禁止

- ・消費需要等の喚起を図るために、商品券の現金交換は禁止する。また、商品券による「つり銭」は出さないこととする。

13. 不正使用の防止について

- ・加盟店はお客様から商品券を受け取ったら、商品券右上のミシン線により切り取ることとし、再使用は禁止する。

附則

1. 本要綱は平成 21 年 5 月 27 日から実施する。
2. 本要綱は平成 22 年 6 月 11 日から実施する。
3. 本要綱は平成 23 年 6 月 3 日から実施する。
4. 本要綱は平成 24 年 6 月 5 日から実施する。
5. 本要綱は平成 25 年 6 月 5 日から実施する。
6. 本要綱は平成 26 年 4 月 4 日から実施する。